

平成24年鞍手町議会第6回定例会会議録（第3号）						
平成24年12月12日						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開 会 開 議				議 長	
	平成24年12月12日 午後1時00分				川野高實	
	閉 会 開 議				議 長	
	平成24年12月12日 午後1時58分				川野高實	
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	熊井照明	出欠	11	宇田川亮	出欠
	2	須山由紀生	出欠	12	岡崎邦博	出欠
	3	星正彦	出欠	13	栗田幸則	出欠
	4	仲野守	出欠			
	出席 13人	5	田中二三輝	出欠		
	欠席 0人	6	原哲也	出欠		
	欠員 0人	7	川野高實	出欠		
		8	須藤敏夫	出欠		
		9	久保田正之	出欠		
	10	武谷保正	出欠			
会議録署名 議員	10	武谷保正		11	宇田川亮	

職出 務席	議会事務局長	渡辺智文	出欠	議会事務局長補佐	武谷朋視	出欠
	町長	柴田好輝	出欠	会計課長	久保田隆一	出欠
	副町長	本松吉憲	出欠	建設課長	森茂樹	出欠
	教育長	山本喜久男	出欠	企画財政課長	三戸公則	出欠
	総務課長	白石秀美	出欠	上下水道課長	中岡和之	出欠
	福祉人権課長	鯨坂健二	出欠	病院事務局長	中野眞路	出欠
	税務住民課長	藤原光徳	出欠	教育課長	筒井英和	出欠
地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名	農政環境課長 兼農業委員会 事務局長	篠原哲哉	出欠	保険健康課長	長友浩一	出欠
議事日程	別紙のとおり					
付議事件	別紙のとおり					
会議経過	別紙のとおり					

平成24年第6回鞍手町議会定例会議事日程

12月12日 午後1時開議

第3号

- 日程第1 議案第81号 地方独立行政法人くらて病院への職員の引継ぎに関する条例
- 日程第2 議案第82号 地方独立行政法人くらて病院の重要な財産に関する条例
- 日程第3 議案第83号 鞍手町道路構造の基準に関する条例
- 日程第4 議案第84号 鞍手町道路標識の寸法に関する条例
- 日程第5 議案第85号 鞍手町における高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例
- 日程第6 議案第86号 鞍手町公共下水道の構造の技術上の基準に関する条例
- 日程第7 議案第87号 鞍手町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例
- 日程第8 議案第88号 鞍手町立病院及び鞍手町介護老人保健施設の地方独立行政法人化に伴う関係条例の整理に関する条例
- 日程第9 議案第89号 鞍手町都市公園条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第90号 鞍手町病院事業の設置に関する条例等を廃止する条例
- 日程第11 議案第91号 鞍手町介護老人保健施設事業の設置等に関する条例等を廃止する条例
- 日程第12 議案第92号 専決処分の承認（平成24年度鞍手町一般会計補正予算第5号）
- 日程第13 議案第93号 平成24年度鞍手町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第14 議案第94号 平成24年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第15 議案第95号 平成24年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第16 議案第96号 平成24年度鞍手町病院事業会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議案第97号 平成24年度鞍手町介護老人保健施設事業会計補正予算（第1号）
- 日程第18 議案第98号 地方独立行政法人くらて病院に承継させる権利について
- 日程第19 議案第99号 地方独立行政法人くらて病院中期目標
- 日程第20 議案第100号 福岡県市町村災害共済基金組合同規約の変更について
- 日程第21 議案第101号 福岡県市町村災害共済基金組合の解散について
- 日程第22 議案第102号 福岡県市町村災害共済基金組合の解散に伴う財産処分について

平成24年12月12日（第3日）

開議 13時00分

○議長 川野 高實君

これから本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

日程はお手元に配布のとおりです。

日程第1 議案第81号 地方独立行政法人くらて病院への職員の引継ぎに関する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっている議案第81号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって議案第81号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第2 議案第82号 地方独立行政法人くらて病院の重要な財産に関する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっている議案第82号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって議案第82号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第3 議案第83号 鞍手町道路構造の基準に関する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

この条例が構造の技術的基準を定めるとなると、第4条に町道を新築し、又は改築する場合における云々と書いています。例えば町道認定する場合があります。昇格といいますか、新たに町道になるという場合はどういうふうになるのかということ。

もう一つは、中学校の統廃合に伴って通学路の安全という形で、今後改築する場合に、基準に合わない所が出て来るのではないかという気がします。

その場合の対処というか、本当にそういうのが出て来るのかも含めてお尋ねします。

○議長 川野 高實君

建設課長。

○建設課長 森 茂樹君

新たに町道に認定する場合は、この基準に基づいた道路である分に関しては認定するような形を。

○議長 川野 高實君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

1点目の町道認定でございますが、あくまでも、これまで従前どおり5戸以上の建ち並び、通り抜けという前提で認定は可能でございます。ただ道路整備を前提とした場合は、当然この基準というのが生きて来るのですが、現実には2点目で言われていますように、この構造基準にどうしても合致しない部分は当然でございます。ここは出来るだけこの基準に従って、準じて整備するというのが基本になろうかと思えます。

今回通学路等につきましては、部分改築というのを今考えています。いわゆる歩道、自転車道といったものは部分改築で対応していくように考えていますので、路線として全面的に、こういった基準に基づいて改築するというのは現実のところ非常に厳しいと。

ただ新設道路は、こういった基準に基づいて整備していくというのが基本になろうと思えます。以上です。

○議長 川野 高實君

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

6条、7条について、車線の数に4以上ある道路ということですが、今鞍手町の町道の中で車線が4つ以上ある道路はないと思えます。4つ以上の車線を持つような道路の計画も、私の知る限りではないと思えます。だとすれば6条、7条は必要になるのかどうかをお尋ねします。

もう一つですが、町道本町～今村線について、以前一般質問の中でもお尋ねしましたが、ここについては基準を満たしていないというような答弁がありましたし、また鞍手町単独ではなかなか改修も出来ないということで、県の力を借りてというようなご答弁も頂いていましたが、前回の議会の中で過疎地域の過疎債を使って、歩道を広げるというようなことも出ていましたが、歩道を広げれば、先程ありました4条の改築ということに当たるのかどうかもお尋ねしたいと思えます。

○議長 川野 高實君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

まず1点目の6条、7条関係、4車ということですが、道路は通常交通量が目安になります。正確ではないのですが、大体1万5000台以上になれば4車という可能性があ

りますが、ただそれだけでは4車ということにはなりません。いわゆる周辺道路が渋滞するとか、停止線の確保といった部分で大きく影響がある時に4車ということが出て来ます。

鞍手町もいま言われました北九州～鞍手線といった道路は、将来的に交通量が増えて来るといった状況になれば、当然に改築が必要になって来ると思われます。そういった部分でこういった条項も今回付けています。

それから先程言われました本町～今村線については、歩道整備という考え方でいきますので、いわゆる部分改築という考えでいます。先程言った4条とはちょっと違う観点から整備は考えています。以上です。

○議長 川野 高實君

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

1点目の6条、7条についてですが、北九州～鞍手線の交通量が増えればということですが、それもこの間の質問の中で、橋が架かれば1万1千台ぐらいの交通量が見込めるというような答弁もありました。

交通量が増える可能性があれば、この条項もあっていいかと思いますが、それはその時に条例の改正で間に合うのではないかなと思います。現状、これが無くても十分この条例は機能するかなというふうには思います。

それに関連して、先程の今村線についても部分改築ということで4条には当たらないということですが、今言いましたように交通量が1万台を超える可能性もありますので、逆にこのことで、ここの道路の整備は基準を満たすような整備が必要になるのではないかなと思いますが、その辺の答弁をお願いいたします。

○議長 川野 高實君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

実際に本町～今村線ですが、1点目の北九州～鞍手線については、先般県に対する要望でも、いわゆる広域道路になるということから、県道に昇格して整備して頂きたいということは要望して参っています。それに対する県の回答としましては、経済状況等を考慮しながら今後検討したいという回答は頂いています。

もう1点の部分改築でございますが、基本的には2車であれば1車3.75取って歩道をとるとい部分でございます。現状は大体同じぐらいの幅員は確保出来ています。

ただ歩道が非常に狭いということですから、これをいかに確保するかという部分で、部分改築というふうに申し上げていますので、車道の部分は、規定上は概ね幅員はあると理解しています。

改築となりますと全線という話になって参りますし、この路線は都市計画道路というふうにしていますので、将来的には基準に従って整備するということとなります。

今回はあくまでも通学路の確保という観点から整備するというところでございますのでご理

解頂きたいと思います。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第83号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第83号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第4 議案第84号 鞍手町道路標識の寸法に関する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第84号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第84号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第5 議案第85号 鞍手町における高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

これに該当する施設はどこがあるのかというのが1つです。それと設置の基準を設けるといいますので、その基準を満たしているのか、満たしていなかったら今後どうするのかを教えてください。

○議長 川野 高實君

建設課長。

○建設課長 森 茂樹君

特定公園の設置については、基準を満たしている公園があるのかというご質問でございますが、町にしましては特定公園というのが、都市公園の方は大谷自然公園と鞍手公園がございます。

基準でございますが、基準はなかなか大谷自然公園にしましても、鞍手公園にしましても、山沿いに出来ていますので、高齢者が通るにはちょっと不自由なところがあると思いますので、基準は必ずしも満たしていないと思います。以上です。

○議長 川野 高實君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

ちょっと補足説明をさせていただきます。今回この基準を設けましたのは、国が今まで定めていたものを、町自体が独自に定めていくというのが前提でございます。

今申しましたように、特定公園施設は大谷と鞍手公園があるわけでございます。建設課長が答弁しましたように、全て満たしている状況ではございません。

今後特定公園を新設する、或いは改築する際にこういった条件整備を行っていくということで条例を制定いたしています。以上です。

○議長 川野 高實君

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

先程建設課長は特定公園はなくて、都市公園が鞍手公園と大谷自然公園というふうに言われたと思います。この特定公園施設自体は鞍手町にはないということでしょうか。

特定公園と都市公園の違いがよく分かりませんので教えて下さい。

○議長 川野 高實君

建設課長。

○建設課長 森 茂樹君

今言われたことは、私の方も理解していません。

○議長 川野 高實君

ここでしばらく休憩します。

休憩 13時18分

再開 13時23分

○議長 川野 高實君

会議を再開します。

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

今回条例を出しているのは特定公園施設という条例を出させて頂いています。これに該当する施設というのが、休憩所、駐車場、便所、炊飯場、こういった施設を指していています。そういった施設があるのが大谷と鞍手公園というふうに考えています。

改築とかをする場合に、こういった施設そのものを基準に基づいて整備して行くということで条例を出させて頂いております。以上です。

○議長 川野 高實君

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

提案理由の中で、法律が一部改正されたことに伴いということで、この条例を制定する必要があるということなのですが、今までもこの法律は平成18年からあったのだらうと思

ます。それが今なぜ鞍手町に、この条例を制定することが必要になったのかをお尋ねします。

○議長 川野 高實君

総務課長。

○総務課長 白石 秀美君

今回提出しています議案でこういった基準を定めるものが幾つかありますが、これは地域主権戦略大綱に基づいて、義務付け、枠付けの見直しと条例制定権の拡大ということが、第1次一括法、また第2次一括法、これは、正式名称は地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を高めるための関係法律の整備に関する法律というものですが、この中で、今までは国の基準、法律に基づくものの中で定められたものを、条例制定権の拡大によって、それぞれの地方公共団体が条例の中で定めることが出来ると。

その場合に、例えば国の基準があれば、その基準を参酌してそれと同じように定めることも出来ますし、県が定めればそれを参酌するというのであれば、それを参酌することも可能。また独自の基準を設けることも可能ということで、そういったものを整理しています。

この義務付け、枠付けの見直しにつきましては、全部で15法律、17項目が市町村に該当していますが、その内の9法が本町の場合該当していますので、それを上げています。

一番早かったものは、去年の12月に博物館法の関係で資料館から博物館に名称が変わった時に、その条例の改正の中で運営協議会の委員の委嘱の基準を設けています。それが一番最初でした。その後、社会教育法の関係の公民館運営審議会委員の委嘱基準が、24年の3月の議会に提出しています。

あと、公営住宅法の関係ですとか、道路法、今審議されています高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、河川法の関係ですとか、水道法、下水道法、都市公園法等が該当いたします。

県の方でも条例改正が行われています。9月にほぼ該当部分が上げられましたが、河川法と公営住宅法の一部については、9月の時点では、県の方でもまだ決まっていませんで、この12月の県議会に掛けられています。その結果を見て市町村の条例の中身については検討することにしていきますので、この河川法と公営住宅法の一部については3月の議会に掛ける予定としています。以上です。

○議長 川野 高實君

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

今の関連で、権限移譲はいいのですが、設置の基準を定めることによって、結局先程言われるように基準に合致していない部分が多々出て来るわけです。

それに対して法律は変わったのですが、財源の手当というのはあるのでしょうか。そういうものが見えているのかなと思ひまして。

○議長 川野 高實君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

基本的に公園等については、新設の場合は色々あるのですが、改築等については基本的に自主財源ということを前提にしています。以上です。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第85号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第85号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第6 議案第86号 鞍手町公共下水道の構造の技術上の基準に関する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第86号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第86号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第7 議案第87号 鞍手町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第87号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第87号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第8 議案第88号 鞍手町立病院及び鞍手町介護老人保健施設の地方独立行政法人化に伴う関係条例の整理に関する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第 88 号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第 88 号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第 9 議案第 89 号 鞍手町都市公園条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第 89 号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第 89 号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第 10 議案第 90 号 鞍手町病院事業の設置に関する条例等を廃止する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第 90 号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第 90 号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第 11 議案第 91 号 鞍手町介護老人保健施設事業の設置等に関する条例等を廃止する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第 91 号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第 91 号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第12 議案第92号 専決処分の承認（平成24年度鞍手町一般会計補正予算第5号）を議題とします。

まず歳出より質疑をお受けします。

事項別明細書の8頁をお開き下さい。

2款 総務費 8頁及び9頁について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

これで歳出を終わります。

次に、歳入に入ります。

7頁をお開き下さい。

15款 県支出金について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

これで歳入を終わります。

それでは歳入歳出全般について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第92号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって議案第92号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第13 議案第93号 平成24年度鞍手町一般会計補正予算第6号を議題とします。

まず歳出より質疑をお受けします。

事項別明細書の14頁をお開き下さい。

2款 総務費について14頁から16頁まで質疑はありませんか。

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

14頁の2款 5目 財産管理費です。工事費、用地費が付いていますが、この中身について教えて下さい。

○議長 川野 高實君

総務課長。

○総務課長 白石 秀美君

公有財産購入費で、用地費で1625万9千円の方であると思いますが、この部分につきましては、現在三菱マテリアルが所有する土地6筆につきまして、歳出では用地費で、歳入では普通財産鉅害賠償登録金として同額を計上しています。

三菱との基本契約に定められた手続きによりまして、実際に金銭の授受は行わず、双方請

求書を発行し領収書を交わして相殺される形で、三菱から町へ土地が譲渡されることとなります。

具体的に、その土地ですが、大きく町内で3つの地域に2筆ずつ全6筆あります。一番目はインター付近で、中山字後牟田の山林2筆812㎡です。今後予想をされます開発等の用地として、活用できるものとして譲渡頂くことになりました。

2番目が、中山高ノ口の山林2筆で1225㎡、これは県道新延～植木線の延長工事において一部道路敷として県が今後買収予定をしている土地を予め町に譲渡して頂いたものでございます。

3番目が、木月字溝向及び字中牟田の雑種地2筆1446㎡ですが、これは現在、地域の生活道路として利用されている土地で、譲渡を受けた後もそのままの用途で使うこととしています。

工事費の290万9千円です。それは鞍手駅の駅舎の屋根の葺き替え工事を行うこととしています。老朽化のため剥がれ落ちている部分がありまして、今コロニアルの屋根材を使っていますが、これをフッ素樹脂塗装鋼板の屋根材に葺き替える予定としています。以上です。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

次に進みます。

3款 民生費及び4款 衛生費について、16頁から20頁まで質疑はありませんか。

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

16頁の民生費の老人福祉総務費の高齢者住みよか事業を60万マイナスというふうになっていますが、今の状況等を教えて下さい。

○議長 川野 高實君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 鯨坂 健二君

高齢者住みよか事業ですが、これは限度額が30万円で、当初5件の予定にしていました。実際に1件の申請がありましたが取り下げがあっています。この分で3件だけを予定ということで上げています。以上です。

○議長 川野 高實君

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

今回2件分取り下げたということですね。

その下の福祉センターの施設費の工事費3600万円の減の説明をお願いいたします。

○議長 川野 高實君

企画財政課長。

○企画財政課長 三戸 公則君

お答えいたします。

この総合福祉センターの工事費3600万円につきましては、総合福祉センターの福祉棟のお風呂の給湯施設の改修費として、過疎対策事業債を充てて改修することとしていました。この過疎対策事業債につきましては、一次の要望の段階で21.6%カットする旨の通知がございまして、その関係で未着手の事業しか減額対象として落とせないものですから、この3600万円の事業につきましては、本年度は事業費を見送るという形にいたしました。以上です。

○議長 川野 高實君

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

19頁の衛生費ですが、予防接種業務委託料が885万4千円付いていますが、この中身について教えて下さい。

○議長 川野 高實君

保険健康課長。

○保険健康課長 長友 浩一君

お答えいたします。

当初予防接種業務委託料に延べ5821人を見込んでいましたが、9月から不活化ポリオ、11月から4種混合が始まりましたので、その予防接種の人数の増加が967人見込み、今回上げています。尚、ポリオにつきましては、本年9月1日から生ワクチンから不活化ポリオに切り替わり、これによりまして接種方法も、これまで集団接種から個別接種に変更されました。集団接種の場合は生ワクチンの購入代で済んだのですが、個別接種になったことによりまして、6歳未満は9323円、6歳以上は8603円という予防接種業務委託料が必要になったことによりまして、今回補正予算として計上させて頂くものでございます。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

次に進みます。

5款 労働費から8款 土木費について、20頁から22頁まで質疑はありませんか。

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

21頁の土木費の西川改修事業の4423万円減の中身について教えて下さい。

○議長 川野 高實君

建設課長。

○建設課長 森 茂樹君

4423万円の中身ということでございますが、内訳としましては地質調査費、橋梁詳細設計費。

○11番 宇田川 亮君

理由を教えてください。

○議長 川野 高實君

企画財政課長。

○企画財政課長 三戸 公則君

お答えいたします。

先程、総合福祉センターの工事費の3600万円を説明いたしましたが、今回本年度過疎対策事業債で約4億円の事業費として一次要望をいたしました。7月の下旬に国の方より、一次要望から21.6%を減額する旨の通知がございました。

それに伴いまして、その段階で未着手の事業として、まず総合福祉センターの給湯システムの改修事業費分の3600万円落としました。

もう1つは、ここに上げています西川改修事業費として、これは県の事業ですが、たぶ木橋の架け替えの負担金として、過疎対策事業費を4400万円充てていました。このたぶ木橋の架け替えにつきましても、県事業が西川五差路の下流の方の土手の堤防の崩壊に伴いまして、今年度たぶ木橋の架け替え事業には着手出来ない旨の連絡を頂きましたので、その負担金の事業費を落とすという形になっています。全体として約8千万円の過疎対策事業費を落としています。

○議長 川野 高實君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

若干補足をさせていただきます。

西川改修のたぶ木橋ですが、本来今年度事業着手という予定で予算計上させて頂いていました。これは地元調整もありますし、先程言いました五差路の下流、これも堤体の崩壊については、西川上流を今事業として上げているのですが、その事業の中に組み込んで、全体事業として整理したいということから、国の申請等に時間がかかっているということから、今年度着手出来ない見込みだということから、今回は落とさせて頂いて、新年度改めて計上させて頂こうと思っております。以上です。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

次に進みます。

9款 消防費から12款 公債費について、22頁から25頁まで質疑はありませんか。

これで歳出を終わります。

次に、歳入に入ります。11頁をお開き下さい。

一括して質疑をお受けします。

11頁から13頁まで質疑はありませんか。

これで歳入を終わります。

それでは歳入歳出全般について質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第93号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第93号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第14 議案第94号 平成24年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算第3号を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第94号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第94号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第15 議案第95号 平成24年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算第3号を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第95号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第95号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第16 議案第96号 平成24年度鞍手町病院事業会計補正予算第1号を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第96号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第96号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第17 議案第97号 平成24年度鞍手町介護老人保健施設事業会計補正予算第1号を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第97号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第97号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第18 議案第98号 地方独立行政法人くらて病院に承継させる権利についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第98号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第98号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第19 議案第99号 地方独立行政法人くらて病院中期目標を議題とします。これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

5頁の中期目標の5ですが、第5の2、耐震化への取り組み、現行の敷地では面積が少なく増築での対応が不可能で、今後、町と連携を密にして、新築移転に対する計画の策定準備を進めるといふふうにあります。中期目標ですから細かいものはないと思いますが、今後こうしたいという思いなのか、それとも具体的に進めて行くのかを教えてください。

○議長 川野 高實君

保険健康課長。

○保険健康課長 長友 浩一君

お答えいたします。

この件につきましては、病院の検討委員会の中でも出ていました。

実際は東病棟とか、南病棟で耐震化構造が出来ていない部分がありますので、これにつきましては、今後中期目標に載せるということで、具体的にはこの4年間の間にどうのこうのというのは、今のところはありません。

準備につきましては予算の関係で、例えば剰余金が出た分につきましては、耐震化、新築に向けての予算を流用するとか、そういった形でやるということを知っています。

今回の目標を受けて中期計画を立てますので、その計画の中で、今私が言いましたように具体的に数字的なものは出すような計画になっています。

○議長 川野 高實君

熊井 照明君。

○1番 熊井 照明君

中期目標の期間が4年となっています。独法では3年から5年ということで決まって、4年間とされたのでしょうか、他の自治体、他の病院の評価委員会の中では3年とか、5年とかという期間を設定しているところがありますが、この4年とされた理由と、3年とか5年とか、そういう期間の設定について意見が出たかどうかをお聞きします。

○議長 川野 高實君

保険健康課長。

○保険健康課長 長友 浩一君

お答えします。

法律では3年から5年ということになっていまして、4年とした理由につきましては、理事長の任期が4年であるということで4年としました。それに対して評価委員会の方からは意見はありませんでした。以上です。

○議長 川野 高實君

熊井 照明君。

○1番 熊井 照明君

診療報酬の見直しとか、介護保険の見直しが2年とか3年とか決まっていますが、そういう意見も勘案して期間を定めるということもなかったということですか。

○議長 川野 高實君

保険健康課長。

○保険健康課長 長友 浩一君

4年を是とする話につきましては、今言いました診療報酬と医療報酬の改定もあると。それは確かにあるだろうということで4年ということにはなっています。

ただそれが原因でどうのこうのということではなく、直接の大きな意見としてはございませんでした。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第99号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第99号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第20 議案第100号 福岡県市町村災害共済基金組合規約の変更についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第100号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第100号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第21 議案第101号 福岡県市町村災害共済基金組合の解散についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第101号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第101号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第22 議案第102号 福岡県市町村災害共済基金組合の解散に伴う財産処分についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第102号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第102号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

この際休会についてお諮りします。

明日13日から18日までの6日間は委員会審査のため休会としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって明日13日から18日までの6日間は委員会審査のため休会とします。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会します。

散会 13時58分